

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年 月 日

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

29年 6月 30日

厚生労働大臣 殿

提出者 株式会社カスミスタッフ
代表取締役 富口 正之

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

1 氏名又は名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かすみすたっふ 株式会社 カスミスタッフ		
2 住所	〒(100-xxxx) 東京都千代田区霞が関1-2-2-× (03) xxxx-xxxx		
3 代表者の氏名 (法人の場合)	(ふりがな) とみぐち まさゆき 富口 正之	役名 代表取締役	
4 事業所の名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ かすみすたっふ しんじゅくしてん 株式会社 カスミスタッフ 新宿支店		
5 事業所の住所	〒(160-xxxx) 東京都新宿区西新宿1-×-× 新宿〇〇タワー10階 (03) xxxx-xxxx		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 <input checked="" type="radio"/> 2 中小企業		
7 産業分類	名称	労働者派遣業	分類番号 9121
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	28年1月1日 ~ 28年12月31日		
9 民営職業紹介事業との兼業	<input checked="" type="radio"/> 有 2 無		許可・届出番号 13-ユ-xxxxxx
10 親会社の名称	株式会社カスミホールディングス		備考
	①労働者派遣事業の許可番号	派××-xxxxxx	②民営職業紹介事業の許可・届出番号 ××-ユ-△△△△△△
11 請負事業の実施	<input checked="" type="radio"/> 有 2 無		うち構内請負の実施 <input checked="" type="radio"/> 有 2 無
12 労働者派遣事業の売上高	40,000,000	13 請負事業の売上高	10,000,000
14 備考			

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	0	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

(3) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

5

②労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	0

(4) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間	
イ 3	作業手順訓練	2	1	30	1
ロ 5	腰痛防止教育	1	1	30	1
ハ 6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
ニ 7	危険予測訓練	1	2	30	1
ホ					

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社アサカ	埼玉県朝霞市
株式会社シロガネダイ	東京都港区
株式会社ダイバ	東京都港区
株式会社カブキ	東京都新宿区
株式会社トラノモン	東京都港区

②その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ					
ハ					

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につづいた労働者数 (人)
5	4	4	2

雇用安定措置の対象者
 A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者
 B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者
 C: (A及びB以外の者で) 派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者

「対象派遣労働者数」には、各期間に該当し、かつ、A及びBについては、就業継続を希望する者の総数を書くこと (雇用安定措置を講じなかった人数を含む)。また、第1号の措置を講じたものの、派遣先での直接雇用に至らず、第2号以下の措置を講じた場合は第2号以下の人数にも含むこと。

(6) 雇用安定措置 (法第30条) の措置の実績

期間	対象派遣労働者数 (1) 欄参照	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数	(派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置
計	23	4	2	11	5	4	1
3年見込み	3	2	2	1	0		
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	2	
2年から2年半未満見込み							
1年半から2年未満見込み	5			2	2	1	
1年から1年半未満見込み							
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (5) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)
(日雇派遣労働者を除く)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金(1日(8時間当たり)の額)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
全業務平均	18,667	22,000	12,000	12,000	14,000	8,000
01 管理的公務員						
02 法人・団体役員						
03 法人・団体管理職員						
04 その他の管理的職業従事者						
05 研究者						
06 農林水産技術者						
07 製造技術者						
08						
09 建築・土木・測量技術者						
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	0	20,000	20,000	0
11 その他の技術者						
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師						
13 保健師、助産師、看護師						
14 医療技術者						
15 その他の保健医療従事者						
16 社会福祉専門職業従事者						
17 法務従事者						
18 経営・金融・保険専門職業従事者						
19 教員						
20 宗教家						
21 著述家、記者、編集者						
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者						
23 音楽家、舞台芸術家						
24 その他の専門的職業従事者						
25 一般事務従事者	12,000	0	12,000	8,000	0	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000	0	8,000	8,000	0
27 生産関連事務従事者						
28 営業・販売事務従事者						
29 外勤事務従事者						
30 運輸・郵便事務従事者						
31 事務用機器操作員						
32 商品販売従事者						
33 販売類似職業従事者						
34 営業職業従事者						
35 家庭生活支援サービス職業従事者						
36 介護サービス職業従事者						
37 保健医療サービス職業従事者						
38 生活衛生サービス職業従事者						

	日雇派遣労働者の派遣料金(1日(8時間当たり)の額)
全業務平均	30,000
4-1(情報処理システム開発)	30,000
4-2(機械設計)	
4-3(事務用機器操作)	
4-4(通訳、翻訳、速記)	
4-5(秘書)	
4-6(ファイリング)	
4-7(調査)	
4-8(財務)	
4-9(貿易)	
4-10(デモンストレーション)	
4-11(添乗)	
4-12(受付・案内)	
4-13(研究開発)	
4-14(事業の実施体制の企画、立案)	
4-15(書籍等の制作・編集)	
4-16(広告デザイン)	
4-17(OAインストラクション)	
4-18(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)
(日雇派遣労働者を除く)(続)

③ 日雇派遣労働者の業務別賃金(1日(8時間当たり)の額)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)		
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
39 飲食調理従事者						
40 接客・給仕職業従事者						
41 居住施設・ビル等管理人						
42 その他のサービス職業従事者						
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者						
47 林業従事者						
48 漁業従事者						
49 生産設備制御・監視従事者						
50 51 機械組立設備制御・監視従事者						
52 製品製造・加工処理従事者						
53 54 機械組立従事者						
55 機械整備・修理従事者						
56 製品検査従事者						
57 58 機械検査従事者						
59 生産関連・生産類似作業従事者						
60 鉄道運転従事者						
61 自動車運転従事者						
62 船舶・航空機運転従事者						
63 その他の輸送従事者						
64 定置・建設機械運転従事者						
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)						
67 電気工事従事者						
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者						
70 運搬従事者						
71 清掃従事者						
72 包装従事者						
99 分類不能の職業						

	日雇派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)
全業務平均	20,000
4-1(情報処理システム開発)	20,000
4-2(機械設計)	
4-3(事務用機器操作)	
4-4(通訳、翻訳、速記)	
4-5(秘書)	
4-6(ファイリング)	
4-7(調査)	
4-8(財務)	
4-9(貿易)	
4-10(デモンストレーション)	
4-11(添乗)	
4-12(受付・案内)	
4-13(研究開発)	
4-14(事業の実施体制の企画、立案)	
4-15(書籍等の制作・編集)	
4-16(広告デザイン)	
4-17(OAインストラクション)	
4-18(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)	

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」をすること
インターネット	○
書類の備えつけ	
その他()	

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計	2	1	1	1	1	0
キャリア・コンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	0	1	—	1	0
営業職				—		
その他	1	0	1	—	1	0

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

③ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容等	対象となる派遣労働者		延べ実施時間 (上段) ・ 1人当たり平均実施時間 (下段)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) ・ 2 無償 (実費負担あり) ・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) ・ 2 有給 (無給部分あり) ・ 3 無給
	人数	人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練										
(イ) 新規採用者訓練	1	10	60	0	0	0	1	1	1	1
(ロ)										
ロ 職能別訓練										
(イ) システム設計・技能研修	2	20	0	40	15	5	1	1	1	1
(ロ) O A機器操作訓練	2	25	20	20	10	0	2	1	1	1
ハ 職種転換訓練										
(イ) ワークスタイル多様化研修	2	15	0	20	10	0	1	1	1	1
(ロ)										
ニ 階層別訓練										
(イ) リーダー就任研修	4	10	0	0	10	10	1	1	1	1
(ロ)										
ホ その他の教育訓練										
(イ) ビジネススキル研修	2	25	10	10	5	0	1	3	1	1
(ロ) 経理研修	2	25	10	10	5	0	2	1	1	1
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間の合計			10	10	11	3	備考			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)								1,500		

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者	
					職務経験有り	知見有り
計	2	1	1	1	1	0
キャリア・コンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	0	1	—	1	0
営業職				—		
その他	1	0	1	—	1	0

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	10	30	30	5	25	30	5	25

③ キャリアアップに資する教育訓練

訓練の内容等	対象となる派遣労働者		延べ実施時間 (上段) ・ 1人当たり平均実施時間 (下段)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT・2 OFF-JT・3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) ・ 2 無償 (実費負担あり) ・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) ・ 2 有給 (無給部分あり) ・ 3 無給
	人数	人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練										
(イ) 新規採用者訓練	1	5	10	0	0	0	2	1	1	1
(ロ) 短時間勤務の派遣労働者			2	0	0	0	備考			
ロ 職能別訓練										
(イ) システム設計・技能研修	2	5	0	4	4	1	2	1	1	1
(ロ) 短時間勤務の派遣労働者			0	2	2	1	備考			
ハ 職種転換訓練										
(イ)							備考			
(ロ)							備考			
ニ 階層別訓練										
(イ)							備考			
(ロ)							備考			
ホ その他の教育訓練										
(イ) ビジネススキル研修	1	10	10	4	4	1	2	3	1	1
(ロ) 短時間勤務の派遣労働者			2	2	2	1	備考			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間の合計			4	4	4	2	備考			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)								1,500		

II 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

①派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

	派遣労働者計	うち通算雇用期間が1年以上の派遣労働者		うち通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
派遣労働者計	32	20	7	2	3

①-2業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数

①-2業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(続)

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者		計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
01 管理的公務員				41 居住施設・ビル等管理人			
02 法人・団体役員				42 その他のサービス職業従事者			
03 法人・団体管理職員				43~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
04 その他の管理的職業従事者				46 農業従事者			
05 研究者				47 林業従事者			
06 農林水産技術者				48 漁業従事者			
07・08 製造技術者				49・50 生産設備制御・監視従事者			
09 建築・土木・測量技術者				51 機械組立設備制御・監視従事者			
10 情報処理・通信技術者	20	20	0	52・53 製品製造・加工処理従事者			
11 その他の技術者				54 機械組立従事者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師				55 機械整備・修理従事者			
13 保健師、助産師、看護師				56・57 製品検査従事者			
14 医療技術者				58 機械検査従事者			
15 その他の保健医療従事者				59 生産関連・生産類似作業従事者			
16 社会福祉専門職業従事者				60 鉄道運転従事者			
17 法務従事者				61 自動車運転従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者				62 船舶・航空機運転従事者			
19 教員				63 その他の輸送従事者			
20 宗教家				64 定置・建設機械運転従事者			
21 著述家、記者、編集者				65 建設躯体工事従事者	—	—	—
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者				66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)			
23 音楽家、舞台芸術家				67 電気工事従事者			
24 その他の専門的職業従事者				68 土木作業従事者	—	—	—
25 一般事務従事者	10	2	8	69 採掘従事者			
26 会計事務従事者	2	0	2	70 運搬従事者			
27 生産関連事務従事者				71 清掃従事者			
28 営業・販売事務従事者				72 包装従事者			
29 外勤事務従事者				99 分類不能の職業			
30 運輸・郵便事務従事者							
31 事務用機器操作員				②期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数(①の内数)			
32 商品販売従事者					計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
33 販売類似職業従事者				法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	0	0
34 営業職業従事者				法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
35 家庭生活支援サービス職業従事者				法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
36 介護サービス職業従事者				法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
37 保健医療サービス職業従事者				法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			
38 生活衛生サービス職業従事者							
39 飲食物調理従事者							
40 接客・給仕職業従事者							

③日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者計	i ~ iv に該当しない者	i 高齢者	ii 昼間学生	iii 副業として従事する者	iv 主たる生計ででない者
4	2	2			

④日雇派遣労働者の業務別実人数（③の内数）

	日雇派遣労働者計
製造の業務（特定製造業務に限る。）	
4-1（情報処理システム開発）	2
4-2（機械設計）	
4-3（事務用機器操作）	
4-4（通訳、翻訳、速記）	
4-5（秘書）	
4-6（ファイリング）	
4-7（調査）	
4-8（財務）	
4-9（貿易）	
4-10（デモンストレーション）	
4-11（添乗）	
4-12（受付・案内）	
4-13（研究開発）	
4-14（事業の実施体制の企画、立案）	
4-15（書籍等の制作・編集）	
4-16（広告デザイン）	
4-17（OAインストラクション）	
4-18（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）	

⑤日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（③の内数）

法第40条の2第1項第3号イ（有期プロジェクト業務）	
法第40条の2第1項第3号ロ（日数限定業務）	
法第40条の2第1項第4号（育児休業等取得者の代替業務）	
法第40条の2第1項第5号（介護休業取得者の代替業務）	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

20

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	20	7	—	5
健康保険	18	5	—	1
厚生年金保険	18	5	—	1

労働者派遣事業収支決算書

29年 2月 27日

厚生労働大臣 殿

株式会社カスミスタッフ
 提出者 代表取締役 富口 正之 印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

決算対象期間 28年 1月 1日 から
 28年 12月 31日 まで

1 許可番号	派×× - ××××××	2 許可年月日	28年 1月 1日		
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ かすみすたっふ				
3 氏名又は名称	株式会社 カスミスタッフ				
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ かすみすたっふ しんじゅくしてん				
4 事業所の名称	株式会社 カスミスタッフ 新宿支店				
5 事業所の所在地	〒(160-××××) 東京都新宿区西新宿1-×-× 新宿〇〇タワー10階 (03) ××××-××××				
6 資産等の状況					
科目	金額(円)				備考
現金・預金	18,000,000				
土地・建物	25,000,000				
その他	500,000				
資産額(計)	43,500,000				
負債額(計)	20,000,000				
7 収支の状況					
科目	売上高(円)	営業利益(円)	経常利益(円)	当期純利益(円)	備考
総事業	60,000,000	6,000,000	4,000,000	3,000,000	
労働者派遣事業	40,000,000	4,000,000	2,600,000	2,000,000	
請負事業	10,000,000	2,000,000	1,400,000	1,000,000	
その他の人材関連事業	10,000,000	—	—	—	
その他の事業	0	—	—	—	
備考					

関係派遣先派遣割合報告書

29年 2月 15日

厚生労働大臣 殿

株式会社カスミスタッフ

提出者 代表取締役 富口 正之

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告を提出します。

報告対象期間 28年 1月 1日から
28年 12月 31日まで

① 許可番号	派:×××-××××××××	②許可年月日	28年 1月 1日
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ かすみすたっふ		
② 氏名又は名称	株式会社 カスミスタッフ		
(ふりがな)	とみぐち まさゆき		
③ 代表者の氏名 (法人の場合)	富口 正之		
④ 住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	〒(100-××××) 東京都千代田区霞が関1-2-2-× (03) ××××-××××		

1 労働者派遣実績報告

① 労働者派遣の実績 (総労働時間)	900時間
② ①のうち、関係派遣先への労働者派遣の実績 (総労働時間)	200時間
③ ②のうち、定年退職者の労働者派遣の実績 (総労働時間)	20時間
④ 関係派遣先への派遣割合 (%) (※1、※2) ※1 (②-③) ÷ ① × 100で算出した値を記入 ※2 小数点以下第1位未満切り捨て	20.0%

2 連結決算導	無	1 有 2 無
---------	---	---------

3

【関係派遣先とは】

- ① 派遣元事業主を連結子会社とする者及び当該者の連結子会社
- ② 派遣元事業主の親会社等又は派遣元事業主の親会社等の子会社等

【親会社等とは】

- ① 派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者
- ② 派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者
- ③ 派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、①及び②と同等以上の支配力を有すると認められる者

【親会社等の子会社等とは】

- ① 派遣元事業主の親会社等が議決権の過半数を所有している者
- ② 派遣元事業主の親会社等が資本金の過半数を出資している者
- ③ 事業の方針の決定に関する派遣元事業主の親会社等の支配力が①及び②と同等以上と認められる者

海外派遣届出書

28年 4月 25日

厚生労働大臣 殿

株式会社 カスミスタッフ
届出者 代表取締役 富口 正之

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第4項の規定により下記のとおり届け出ます。

1 許可番号	派××-××××	2 許可年月日	平成28年1月1日	
3 事業所枝番号	002			
4 氏名又は名称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃ かすみすたっふ 株式会社 カスミスタッフ			
5 代表者の氏名 (法人の場合) (ふりがな)	とみぐち まさゆき 富口 正之			
6 事業所の名称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃ かすみすたっふ しんじゅくしてん 株式会社 カスミスタッフ 新宿支店			
7 事業所の所在地	〒(160-××××) 東京都新宿区西新宿1-×-× 新宿〇〇タワー10階 (03) ××××-××××			
8 海外派遣予定者数計	3人			
海外派遣の期間	派遣先事業所の名称	派遣先事業所の所在地	派遣労働者が従事する業務の内容	海外派遣予定者数
28年 5月 1日から 28年 6月 30日まで	福建公司	福建省××-×	システム設計業務	3人
年 月 日から 年 月 日まで				人
備考				

記載要領

- 届出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第23条の規定により定めた事項の書面の写しを添えること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業にあつては、備考欄に当該事業に係る届出受理番号及び届出受理年月日を記載すること。